

令和8年第2回 定例総会議事録

1 日時 令和8年2月20日(金) 15時00分～16時20分

2 開催場所 さんさん館3階 第1～3会議室

3 出席者

(1) 委員 (19名)

1番：峯岸 幸輔 委員、2番：石井 昭広 委員、3番：田中 雅之 委員、
4番：高橋 寛幸 委員、5番：小林 孝司 委員、6番：海老澤成行 委員、
7番：伊藤 薫 委員、8番：小林 孝治 委員、9番：田中 邦明 委員、
10番：石井 辰男 委員、11番：白鳥 邦彦 委員、12番：高麗 千織 委員、
13番：山本 達也 委員、15番：藤沼 良典 委員、16番：穴戸 啓次 委員、
17番：小林 俊之 委員、18番：島田 功 委員、19番：高橋 克弘 委員、
20番：江田 早苗 委員

※欠席 14番：原嶋 茂夫 委員

(2) 事務局

事務局長：塚本 亮、事務局長補佐：山田 弘光、事務局：笹原 香菜子

4 傍聴人 なし

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事要旨

司会 ただ今から、令和8年第2回農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は農業委員20名中、19名の委員が出席していますので、三鷹市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議録と傍聴についてご報告いたします。本会議は、農業委員会等に関する法律第33条及び会議規則第13条により、会議録を公開しています。なお、本日の定例総会の開催案内とともに送付しました令和8年第1回の定例総会会議録につきまして、内容的な訂正等のご連絡がありませんでしたので、会議録署名委員の署名をもって確定といたします。

また、本会議は、農業委員会法第32条及び会議規則第14条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴の希望はありません。

それでは、会議規則第4条により、会長が議長となることが定められておりますので、石井会長より一言ご挨拶の後、議事の進行をよろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。まず、会議録署名委員を定めます。本件は、会議規則第13条の規定に基づき会議録署名委員を議長からご指名申し上げます。6番：海老澤委員と、7番：伊藤委員のご両名をお願いいたします。これより直ちに議案の審査に入ります。議案第5号「農地の権利移動の許可について」を議題とします。議案第5号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明(1件)～

議長 議案第5号の現況確認について、担当の6番：海老澤委員ご説明願います。

6番：海老澤委員 2月14日に譲受人立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現在は何も植わっていない状態で、今後は普及センター指導員と相談して、果樹を植える予定です。譲受人に権利移動の内容と許可要件の確認を行い、本件農地を譲り受けた後も終生、農業を行う意志を確認しました。譲受人は許可要件を満たしているため、許可しても差し支えないと思います。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、許可に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、許可することに決定いたします。次に議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題とします。議案第6号の説明を事務局より願います。
～事務局説明（1件）～

議長 議案第6号の現況確認について、担当の18番：島田委員ご説明願います。

18番：島田委員 2月12日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。この農地は、被相続人が生前、しっかりと肥培管理され、営農されてきました。現在は全面に栗の木が植えてあり、畑の中ほどに柑橘系の木が十数本植えてありました。この農地は現在も適正に肥培管理されており、申請者より、今後において終生、当該農地の肥培管理を行うことの確認も取れておりますので、納税猶予適格者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に、議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題とします。議案第7号の説明を事務局より願います。
～事務局説明（2件）～

議長 議案第7号の1の現況確認について、担当の3番：田中委員ご説明願います。

3番：田中委員 2月17日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。当該農地は、柿の木が70本ほど植えられておりまして、周りには防鳥ネットが張り巡らされており、非常にきれいに管理されておりました。被相続人は生前、家族と協力し、しっかりと肥培管理をし、営農されておりました。従いまして、主たる従事者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第7号の2については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定により該当委員が一時退席することにな

りますので、暫時休憩いたします。

～暫時休憩～

議長 会議を再開します。議案第7号の2の現況確認について、担当の6番：海老澤委員ご説明願います。

6番：海老澤委員 2月14日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。被相続人は生前、カリフラワー、ブロッコリーなどを栽培していましたが、令和4年11月と令和5年4月に土地農地貸借円滑化法に基づく貸借を開始しました。被相続人は貸借後も農地の見回り等による従事をしていたため、主たる従事者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。それでは、本件について、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第8号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。議案第8号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（4件）

議長 議案第8号の1は2つの地区に分かれているため現況確認は、初めに担当の3番：田中委員、次に担当の2番：石井委員よりご説明願います。

3番：田中委員 2月の17日に申請者ご家族立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図の議案第8号の1①と②とおります。案内図①は、東側に大小のビニールハウスが5棟建っており、西側、南側の半分は現在、ブロッコリーなどを収穫した後でした。北側半分にはビニールハウスが3棟あり、ビニールハウスには現在、ルッコラ、スナップエンドウ、春菊、そして通年栽培のアスパラガスが植えられており、それ以外の棟は春の野菜の苗床及び作付け準備の状態でした。春にはビニールハウスでトマト、ミニトマト、露地ではナス、キュウリ、トマト、ピーマンなどを栽培する予定となっております。案内図②は、現在ブロッコリー、白菜などを収穫した後の状態で、端にネギが植えられていて、それ以外はほぼ更地の状態です。春にはトウモロコシ、レタス、スティックブロッコリーなどを栽培する予定とのことです。こちらで収穫されたものは、7割ほどが庭先販売で、それ以外は学校給食、農協のマルシェ、そして市場の仲卸などに販売されているとのことです。どの畑も非常にきれいに管理されており、申請者より、終生、当該農地の肥培管理を行う旨の確認が取れておりますので、証明しても問題ありません。

2番：石井委員 続きまして、議案第8号1番の③の説明をさせていただきます。2月15日に申請者のご家族立会いの下、現地確認を行いました。場所はの議案第8号の1③のとおりです。この農地は現在、のらぼう菜、かつお菜、北側にスティックブロッコリーが栽培されている状況ですが、スティックブロッコリーはもうそろそろ収穫終了する頃でした。スティックブロッコリー収穫後は枝豆を、ほかの空いているところにネギを定植する予定です。販売先は先に田中委員から報告されたとおりです。申請者より当該農地を終生にわたり維持管理していくというお言葉も頂いておりますので、承認しても問題ないかと思えます。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、事業計画の決定に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第8号の2の現況確認について、担当の16番：宍戸委員ご説明願います。

16番：宍戸委員 2月13日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。ここはキウイ畑でして、非常に剪定等肥培管理もよくなされておりました。今後においても終生、当該農地の肥培管理を行うとのことで確認も取れておりますので、証明しても問題はありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、事業計画の決定に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第8号の3は2つの地区に分かれているため現況確認は、初めに担当の16番：宍戸委員、次に担当の11番：白鳥委員よりご説明願います。

16番：宍戸委員 2月17日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。この農地は全面キウイ畑でして、非常に剪定管理もよくなされておりました。申請者も立会いをしまして、今後においても当該農地の肥培管理を行うと確認も取れておりますので、証明しても問題はありません。

11番：白鳥委員 2月14日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。西側の畑には、キウイ12本、銀杏の木が11本、スモモ、プルーン等が植えてあります。その東側の畑には、栗の木が20本、梅の木が2本、ザクロの木が植えてあり、現在は栗の木の剪定中でした。一番北側の大きな畑は野菜畑で、現在、キャベツ、大根、白菜、オレンジカリフラワーなどが植えてありました。またビニールハウスが1棟あり、今後は苗を作る予定です。販路は庭先販売が主で、キウイ等は贈答用として出荷しているそうです。この農地は申請者と息子さん二人で耕作されており、現在も非常に適切に肥培管理されております。申請者より、終生、当該農地の肥培管理を行うことの確認も取れてはいますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、事業計画の決定に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第8号の4の現況確認は私が担当ですので説明いたします。

10番：石井委員 2月14日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりでございます。現在畑には、北側から梅、柿の太秋、イチジク、ブルーベリーなど果樹類が植えられています。残りの南側の5分の1ほどの部分には、じゃがいも、ほうれん草、ねぎ、玉ねぎなどをこれから植え付ける予定です。以前は庭先販売も行っていましたが、現在

は自家消費と、顔見知りの方に直接販売をしているということです。この農地は申請者がおひとりで耕作をされており、近隣に御迷惑かからないように心がけていて、特に夏場の雑草管理には気を配っているということでした。最後に、これからも終生、当該農地の肥培管理を行っていく意思も確認しました。よって、引き続き農業経営を行っていく旨を証明しても問題ないと思います。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、事業計画の決定に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第9号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」を議題とします。議案第9号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（2件）

議長 議案第9号の1について、担当の3番：田中委員より現況確認及び関係者ヒアリングについてご説明願います。

3番：田中委員 2月17日に会長、会長職務代理、農地部会長、農地部会長代理、事務局と申請者、所有者立会いの下、ヒアリングと貸借農地の現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。本計画は令和8年3月5日から3年間の貸借を行う予定です。所有者は当該農地でさつまいもなどの野菜栽培を行っていましたが、ご高齢ということもあり、今後は申請者が植木の栽培を行うため、都市農地貸借円滑化法を利用して貸借することとなりました。申請者は、シャラや紅葉などの落葉樹を中心に、常緑樹や柑橘系などの果樹など、多品種の植木を作付けする計画を立てています。栽培したものは三鷹緑化センターや植木市場、それから造園業者などに出荷する予定です。申請者は、今回貸借した農地で年間150日の従事を予定しているため、所有者はその1割である年間15日以上当該農地を見回るとともに、同周辺住民からの苦情に対応することも確認が取れております。従いまして、今回申請された事業計画は適正であり、認定を決定することに問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、事業計画の決定に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、事業計画を承認し、決定いたします。次に議案第9号の2について、担当の7番：伊藤委員より現況確認及び関係者ヒアリングについてご説明願います。

7番：伊藤委員 2月17日に石井会長、山本職務代理、宍戸農地部会長、高橋農地部会長代理、事務局、申請者のご家族と所有者のご家族立会いの下、ヒアリングと貸借農地の現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。本計画は、令和8年3月1日から10年間の貸借を行う予定です。所有者は、柿やじゃがいもなどを栽培してきましたが、現在は体調を崩したということもありまして、申請者が野菜の栽培を行うために都市農地貸借円滑化法を利用して貸借することとなりました。申請者は、今後はとうもろこしや枝豆などの作付け計画を立てています。現在、貸借地の半分に柿が植わっているため、今年の収穫後に柿を伐採して露地

野菜を栽培する予定です。販路は学校給食、緑化センター、庭先で販売するとのこと。申請者は今回、貸借した農地で年間 150 日の従事を予定しているため、所有者は1割である年間 15 日以上当該農地を見回ることも、周辺住民からの苦情に対応することの確認も取れています。従いまして、今回申請された事業計画は適正であり、認定を決定することに問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、事業計画の決定に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、事業計画を承認し、決定いたします。次に日程2の協議に入ります。協議1「三鷹市農業振興対策審議会委員の推薦」を議題とします。協議1について事務局説明願います。

事務局 協議1「三鷹市農業振興対策審議会委員の推薦」について説明
年度替わりに伴う推薦依頼のため、引き続き、石井会長、穴戸農地部会長、島田農政部会長、石井経営部会長の4人を推薦することについて、ご協議いただきたい。

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はございませんか。ご質問・ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に協議2「三鷹市畜産振興委員の推薦」を議題とします。協議2について事務局より説明願います。

事務局 協議2「三鷹市畜産振興委員の推薦」について説明
年度替わりに伴う推薦依頼のため、引き続き白鳥委員及び原嶋委員を推薦することについて、ご協議いただきたい。

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はございませんか。ご質問・ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に日程3の専決報告に入ります。専決報告1は案件がないので、専決報告2「農地の転用届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（2件）～

議長 報告2の1の現況確認について、担当の1番：峯岸委員ご報告願います。

1番：峯岸委員 1月19日に現地を確認してまいりました。場所は案内図のとおりです。現地は既にアパートが1棟建設中でした。

議長 報告2の2の現況確認について、担当の7番：伊藤委員ご報告願います。

7番：伊藤委員 1月25日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地には既存の自宅、車庫、物置がありました。3月頃までには引っ越しをして、二世帯住宅を建てるとのこと。

議長 専決報告2の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。

なければ、報告のとおりとします。次に、専決報告3「農地の転用のための権利移動届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（3件）～

議長 報告3の1現況確認について、担当の2番：石井委員ご報告願います。

2番：石井委員 2月8日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は植木が植わっていました。

議長 報告3の2の現況確認について、担当の16番：宍戸委員ご報告願います。

16番：宍戸委員 2月5日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。隣のスーパーの駐車場に入る入口部分で、現在は舗装されています。

議長 報告3の3の現況確認について、担当の7番：伊藤委員ご報告願います。

7番：伊藤委員 2月10日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地には、倉庫が2棟建っておりまして。

議長 専決報告3の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。なければ、報告のとおりとします。次に、専決報告4「登記官照会について」を事務局より説明願います。

事務局 専決報告4「登記官照会について」説明

照会件数2件 2筆 いずれも農地ではありませんでした。

議長 報告4の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次は日程4の部会報告に入ります。

各部会長より報告

●農政部会：なし

●農地部会：なし

●経営部会：なし

●四季コン：2月20時点の応募件数は38件。引き続き周知をお願いしたい。

議長 各部会からの報告は終わりました。この件について、何かご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に、日程5の事務報告に入ります。まず事務報告1について、事務局から説明願います。

事務局 事務報告1「生産緑地地区追加指定に係る農地等の確認」について説明

1月総会の協議で、対象地について農地等の確認をお願いした案件です。担当委員の現地調査結果をご報告いただいた上で、農地としての確認に疑義がない場合には3月の総会で審議し、農業委員会として農地としての確認を決定いたします。疑義がある場合は、役員、地区担当委員及び事務局で再度現地調査を行ないます。

議長 事務報告1の説明が終わりました。続いて担当委員から追加指定候補地の現況を報告していただきます。まず、No.1の担当の8番：小林委員ご説明願います。

8番：小林委員 1月23日に所有者立会いの下、現地確認を行いました。当該地は現在きれいに畝っており、10作ほど寒冷紗が施されて、作物が植えられている状態でした。継続して農地として使用されていると認められる状態でしたので、農地とみなして問題ありません。

議長 次のNo.2の担当は私ですので、説明いたします。

10番：石井委員 1月31日に現地確認を行いました。当該農地は現在、きれいに耕運されてきました。長年空き地で、住宅に面しているため、若干、砂利や瓦礫のようなものが土に混じっていましたが、きれいに取り除いて、これから支障がない作物を育てる予定ですので、農地とみなして問題ありません。

議長 次に、No.3については担当の7番：伊藤委員ご説明願います。

7番：伊藤委員 1月21日に所有者立会いの下、現地確認を行いました。現地には収穫中の長ネギが栽培されており、適正に肥培されていることを確認しています。よって、農地としても問題ありません。

議長 担当委員からの現況確認報告が終わりました。この件につきまして、ご質問はありますか。なければ報告のとおりとします。次に事務報告2「農地に関するお願い・相談など」について事務局から説明願います。

事務局 事務報告2「農地に関するお願い・相談など」について説明
～事務局説明（1件）～

議長 説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次に事務報告3「生産緑地のあっせん結果について」について事務局から説明願います。

事務局 事務報告3「生産緑地のあっせん結果について」説明

令和8年第1回定例総会にて協議した7三都第378号生産緑地地区指定番号第39号については、期限の令和8年2月4日（水）までにご照会がなかったため、都市計画課に「あっせん先のない旨」を回答する。

議長 説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次に日程6の事業結果に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、6事業結果を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に日程7の事業予定に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、7事業予定を説明

議長 事業予定の報告が終わりました。何かご質問がありますか。なければ報告のとおりです。

その他になにかございませんか。最後に日程8のその他について、事務局よりお願いします。

事務局 日程のとおり、8その他を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。以上で第3回の定例総会を終了いたします。